

京都サンガ F.C.スクール会員規約（定型約款）

本規約は、京都サンガ F.C.スクール<以下、本スクールという>に入会し、会員として本スクールから各種サービスの提供を受けるにあたっての条件を定めるものとする。なお、本規約は、民法第 548 条の 4 の規定により、本規約の目的に反せず、かつ、合理的に相当な範囲内で本スクールが変更する場合があります、変更があった場合は、変更後の本規約が適用されるものとする。

第 1 条 名称及び所在地

本スクールは、京都サンガ F.C.スクールと称し、京都サンガ F.C.普及活動の一環として開校する。事務局は、〒610-0102 京都府城陽市久世上大谷 89-1 TEL：0774-55-7621/FAX：0774-55-7640 に置く。

第 2 条 主催・運営及び協力

本スクールの主催・運営は株式会社京都パープルサンガが行う。
尚、府立体育館会場は京都府立体育館、吉祥院会場・宝が池会場・西京極会場・下鳥羽会場は公益財団法人京都市体育協会の共催のもと行い、亀岡会場は、亀岡市サッカー協会・合同会社ビバ&サンガの共催ならびに亀岡市教育委員会の後援のもと行い、田辺中央体育館会場は NPO 法人京田辺市社会体育協会の後援として、開催するものとする。なお、下鳥羽会場・吉祥院会場は一般社団法人京都府サッカー協会のご協力も得る。また、SP 東近江会場は京セラ株式会社滋賀東近江工場の協力のもと行う。

第 3 条 目的

本スクールは、子どもたちの健全な心身の育成や、サッカー技術の向上を図ることを目的とする。また、より多くの大人・女性ともサッカーの楽しさを共有し、誰もが気軽にスポーツに取り組める社会の構築を目指し、サッカーの普及と生涯スポーツ全般の普及・発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 入会資格

本スクールに入会できる者<以下、会員という>は、次の要件を備えていなければならない。

- ・本スクールの趣旨に賛同した者。
- ・スポーツを行うに適した健康状態である者。
- ・未成年者については、親権者の許可を得た者。

第 5 条 入会手続き

本スクールに入会を希望する者は、所定の手続きに従い本スクールに申し込む。また届出次項に変更があった場合は、速やかにその旨を届け出るものとする。

第 6 条 会費

会員は、別に定める入会金、更新料、月謝を所定の期日までに納入するものとする。一旦納入した各会費は、不可抗力による場合を除いては返金しない。

尚、理由なく会費などの納入を怠った場合は催促状を送付し、その後も納入なき場合は、会員としての資格を失う。

第 7 条 保険の加入

会員は、入会時にスポーツ傷害保険に加入する。加入手続きは本スクールが行い、保険料負担は本スクールが負うものとする。活動中および往復中における傷害事故の補償は、加入する保険会社の約款通りとなる。

第 8 条 会場変更・休会・退会

会員が会場変更・休会を希望する場合は前月の末日までに、退会を希望する場合は当月の末日までに、所定の方法によりその旨を届け出ることとする。

休会期間は原則 3 か月以内とするが、怪我などの理由で本スクールが休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。

第 9 条 会員心得

会員は、次の事項を厳守すること。

- ①グラウンド内ではコーチの指示に従い、ルールを守ること。
- ②チームワークを守り、全員協力して常にスポーツマンらしい行動をすること。

第10条 活動期間

活動日は、会場毎のスケジュールに基づく。

但し、会場の都合や天候等により、止むを得ず変更する場合がある。また、その他本スクールの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休業もしくは閉鎖することができるものとする。

第11条 開催中止

各種警報発令時など、会員の安全を確保できないと判断した場合はスクール開催を中止とすることができる。尚、スクール開催中止に伴って次条に定める開催日数に不足した場合（代替日の設定をした場合を除く）、本スクールは、当該中止となったスクール開催日数に相当する会費の返金を行うものとする。

第12条 開催回数・代替日設定

本スクールは年間の最少開催日数を設定し、余剰回数を含めた開催日数を年間スケジュール表に記載する。なお、スクール開催中止などによりその最少開催日数を下回った場合は、代替日を設定する。ただし、欠席などの会員の都合による振替は認めない。なお、会場確保ができない場合は事前に告知の上、最少開催日数を変更することができる。

第13条 除名

会員が次の事項に該当するとき、その他本スクールが会員として不適格と判断したものに対し、除名することができる。

- ・本規約に違反したとき。
- ・本スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき。
- ・会費等を納入しないとき。

第14条 盗難・紛失及び忘れ物

練習中に生じた盗難・紛失については、本スクールに責がある場合を除き、一切損害賠償の責を負わないものとする。

また忘れ物については、スクール会場またはコーチが2週間保管したのち処分する。

第15条 免責

会員は、本スクールにおける傷害、トラブル盗難その他の事故について、本スクールに対し何ら損害賠償を求めず、本スクールは賠償しないものとする。

第16条 個人情報

当社は、本スクールに関する個人情報について、法令および当クラブオフィシャルホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に管理する。

第17条 附則

本スクールに、定めのない事項については細則に定めることができるものとし、当該細則は本規約を構成する。

(2025年4月改訂、2025年4月施行)

株式会社 京都パープルサンガ
京都サンガ F.C. スクール